

# **②** 出産育児一時金

# 医療機関へ 直接支払います

平成21年10月から、出産育児一時金の直接支払制度が始 まりました。被保険者が医療機関で手続きをすることにより、 国保から直接、医療機関に一時金42万円を支払う制度です。 これにより、被保険者は出産費用から一時金分を引いた差

額を医療機関に支払えばよいことになり、事前にまとまった 費用を用意する必要がなくなりました。

直接支払制度を利用しないこともできます。その場合、こ れまで通り出産後に市へ申請することになります。直接支払 制度を実施していない医療機関もあるので、出産予定の医療 機関に直接確認してください。

### 直接支払制度を利用する場合

医療機関で、保険証を提示して直接支払制度に関する合意 文書に署名してください。通常、市での手続きは不要ですが、



出産費用が一時金の額を下回った場合は、差額分を受け取る ための手続きが必要になります。保険年金課、下総・大栄支 所市民福祉課で申請してください。

### 直接支払制度を利用しない場合

医療機関で、保険証を提示し直接支払制度を利用しない旨 を申し出てください。退院時に出産費用の全額を医療機関に 支払い、保険年金課、下総・大栄支所市民福祉課に申請して ください。

申請に必要なもの=保険証、母子健康手帳、世帯主の預金口 座番号の分かるもの、印鑑、医療機関から受け取る直接支 払制度に関する合意文書と出産費用の請求・領収明細書



### 国民健康保険

# 70歳~74歳の加入者は

### 保険証一斉更新・送付

国民健康保険に加入している70~74歳の人(現在3割負担 している人、後期高齢者医療制度で一定の障がいがあると認 定された人を除く)は、4月に保険証が更新されます。3月上 旬に新しい保険証を郵送します。

現在お持ちの保険証は、有効期限が過ぎてから、市役所な どにある保険証回収箱へ返却してください。

#### 窓口負担割合の見直し

窓口負担割合は4月から2割に引き上げられる予定でした が、この改正が引き続き凍結され、平成23年3月までの1年 間は、これまで通り1割に据え置かれます(現在3割負担して いる人は除く)。ただし、8月以降は、前年所得を基に窓口 負担割合が変更される場合があります。



### ▶国民年金の特例制度

## 追納をお勧めします

保険料免除、若年者納付猶予、学生納付特例が承認された 期間は、保険料を納めた場合よりも老齢基礎年金の受け取り 額が少なくなってしまいます。そこで、当時の保険料を10 年前までさかのぼって納めることができる「追納」をお勧めし ます。

追納することにより、保険料を納付した場合と同じ年金額 で老齢基礎年金を受け取ることができます。ただし、免除な どを受けた年度の翌年度から数えて3年度目以降に追納する ときは、当時の保険料に加算金が付きます。

「追納」を希望する人は、佐原年金事務所(☎0478-54-1442) まで連絡してください。

### 平成22年3月31日までに追納する場合の1カ月分の保険料額

年度	全額免除 若年者納付猶予 学生納付特例 (加算額)	4分の1納付 (加算額)	半額納付(加算額)	4分の3納付(加算額)
平成11年度	16,190円 (2,890円)	-	-	-
平成12年度	15,560円 (2,260円)	-	-	-
平成13年度	14,960円 (1,660円)	-	-	-
平成14年度	14,390円 (1,090円)	-	7,200円 (550円)	-
平成15年度	14,180円 (880円)	-	7,090円 (440円)	-
平成16年度	13,980円 (680円)	-	6,990円 (340円)	-
平成17年度	14,010円 (430円)	-	7,010円 (220円)	-
平成18年度	14,070円 (210円)	10,550円 (160円)	7,030円 (100円)	3,510円 (50円)
平成19年度	14,100円 (0円)	10,570円	7,050円 ( 0円)	3,520円 (0円)
平成20年度	14,410円	10,810円	7,200円 (0円)	3,600円

※くわしくは保険年金課(国保☎20-1526・年金☎20-1547)へ。